

フォークリフト災害をなくそう!!



群馬労働局管内におけるフォークリフトに起因する労働災害は、年平均で約60件で推移していましたが、令和6年は75件発生しました。

フォークリフトによる災害の多くは、いわゆる**漫然運転**や慣れによる**誤操作**、**用途外使用**、**周囲の安全確認不足**などで発生しています。

フォークリフト作業では運転者以外の第三者を巻き込んだ災害の割合も高くなっています。また、被災の重篤度が高く、死亡災害につながるおそれがあります。

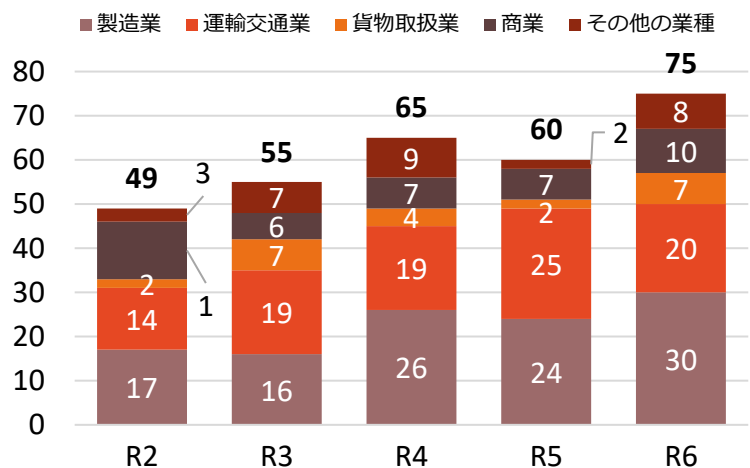


図-1 年別・業種別フォークリフト災害発生状況

資料：労働者死傷病報告

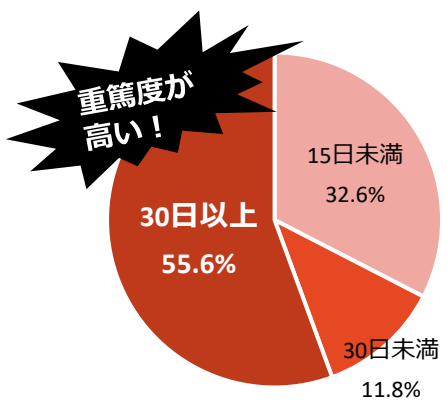


図-2 休業日数別フォークリフト災害発生状況
資料：労働者死傷病報告（R2～R6の合計）

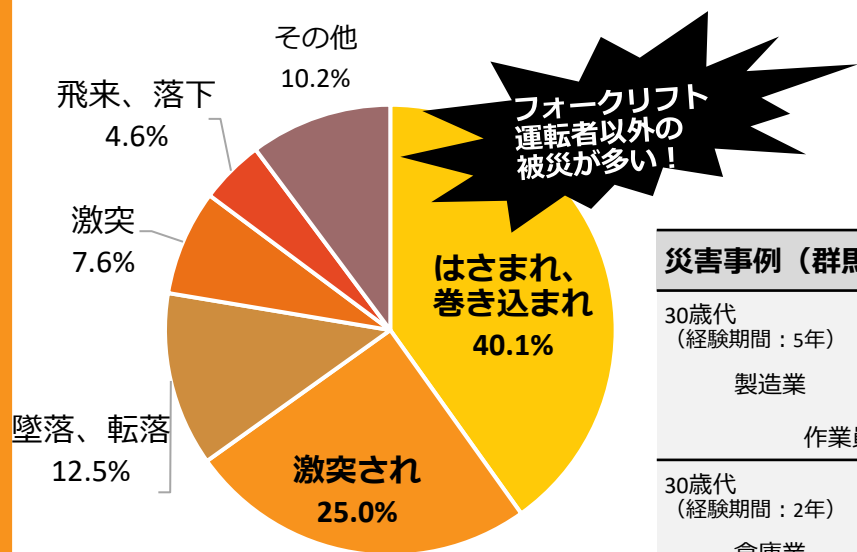


図-3 事故の型別フォークリフト災害発生状況
資料：労働者死傷病報告（R2～R6の合計）



災害事例（群馬労働局管内）	
30歳代 （経験期間：5年） 製造業 作業員	工場内を歩行中、作業を終えた同僚の運転する後進してきたフォークリフトが 足に激突 し、負傷した。 （休業2か月）
30歳代 （経験期間：2年） 倉庫業 倉庫作業員	倉庫内で検品作業中、荷の間を往来していた際に後進してきたフォークリフトのタイヤに 足の指を挟まれ 、負傷した。（休業2か月）

フォークリフト作業のポイント

運転資格を確認しましょう

フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ、フォークリフト作業に従事させてはなりません（最大荷重1トン以上の場合）。

安全教育を実施しましょう

フォークリフト運転業務従事者に対して、定期的に安全教育を実施するよう努めなければなりません。

定期自主検査を実施しましょう

作業開始前点検、定期自主検査（月次、年次）を実施しなければなりません。

1年以内ごとに行う定期自主検査（年次）は、特定自主検査と呼ばれ、一定の資格のある者が行う必要があります。

作業計画を作成しましょう

作業場所の広さ及び地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した作業計画を定めなければなりません。

作業指揮者を配置しましょう

フォークリフトのような車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、作業指揮者を定め、作業計画に基づいて荷役作業等を行わなければなりません。

使用時のルールを定め見やすい場所に掲示しましょう

運行通路の死角部分へミラー等を設置しましょう

走行場所と歩行者通路を区分し表示しましょう

フォークリフトや荷と接触する危険のある箇所への立ち入りを禁止しなければなりません。このため、運行経路と歩道の分離、立ち入り禁止区域の設定、標識の設置などを行うことが必要です。

職場巡視を実施しましょう

フォークリフト作業を行っている場所等について、作業者による不安全な行動がないかなど、安全管理者は定期的に職場巡視を実施する必要があります。安全管理者が選任されていない事業場でも職場巡視をすることが望まれます。

リスクアセスメントを実施しましょう

フォークリフトが関係する作業について、その作業に潜む危険性を事前に把握し、危険性の程度（リスク）の低減を図る安全衛生管理手法である「リスクアセスメント」を実施しましょう。

フォークリフトの用途外使用の禁止

フォークリフトを主たる用途以外に使用することは、禁止されています。
パレットに作業者を乗せてフォークリフトで昇降させてはいけません!!